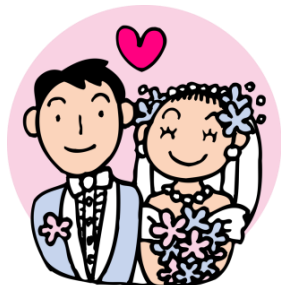


益子町結婚新生活支援補助金のお知らせ



町では、結婚された方が新たな生活を始めるにあたって発生する経済的負担を軽減するため、新居の取得費や家賃、引越費用の一部を補助する制度を設けました。制度の主な内容は以下のとおりです。

【対象者】 次のすべての要件を満たす方

1. 令和6年1月1日から令和7年3月14日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯
2. 夫婦の令和5年(2023年)における所得の合計額が500万円未満(世帯年収約660万円未満に相当)の世帯で、夫婦とも婚姻日における年齢が39歳以下の世帯。
*貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金)の返済を行っている場合、新婚世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除して得た額。
3. 補助金の申請及び交付の日において益子町に住所があること
4. 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
5. 過去にこの制度による補助金を受けていないこと
6. 町税を滞納していないこと
7. 補助金の申請日より5年以上、継続して本町に居住する意思があること



【助成の対象となる費用】 婚姻日以降に支払った費用が対象となります！

車庫や外構に係る費用、家電購入等は対象外!

○住宅の取得及びリフォームにかかった費用

(令和6年4月1日から令和7年3月14日までに生じた住居費又はリフォーム費用)

○住宅を賃借する際の賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料等

(勤務先から住宅手当が支給されている場合は、手当分を差し引きます。)

○引越費用：新婚世帯が新居へ引越しをするために引越業者又は運送業者へ支払う費用

【補助金額】

最大30万円

但し婚姻日において夫婦ともに29歳以下の場合は、最大60万円

【申請時に必要な書類】

1. 補助金交付申請書
2. 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)
3. 住宅の売買契約書若しくは請負契約書の写し又は賃貸借契約書の写し又はリフォーム工事請負契約書の写し
4. 住居費又はリフォーム費用を支払ったことが分かる書類(領収書、通帳等のコピー)
5. 引越費用を支払ったことが分かる書類(領収書、通帳等のコピー)
6. 令和5年分の所得証明書(ご夫婦2人分)
*令和6年1月1日時点で益子町に住所のあった方は不要です
7. 住宅手当支給状況証明書
8. 貸与型奨学金の返済額が分かる書類(該当する場合のみ添付)
9. 補助金交付請求書



◎申請・お問い合わせ先

益子町役場 福祉子育て課 子育て支援係 電話 72-8865 FAX 70-1141